

平成 26 年 3 月

支払金の内訳の明示および趣旨ご理解のお願い

環境自治体会議事務局長

(兼) NPO 法人環境自治体会議環境政策研究所所長 中口 毅博

NPO 法人環境自治体会議環境政策研究所理事長 増原 直樹

日頃より、環境自治体会議の活動をご支援いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、環境自治体会議は任意団体ですが、非営利活動を円滑にすすめるためには法人格が必要であることから、附属機関の環境政策研究所は 2000 年に NPO 法人の認証を受けています。

これまでも皆様から頂戴した参加費 2 万円のうちのいくらかを、開催のための全国事務局経費に充てて参りましたが、今後は参加費の一部を寄付として充当させていただくことをより明確にさせていただき、環境政策研究所は「認定 NPO 法人」をめざすことにいたしました。

もし認定 NPO 法人になれば、寄付した方は（寄付金） -2 千円 $\times 40\%$ の税額控除が受けられます。たとえば 4,000 円寄付すると 800 円、8,000 円寄付すると、2,400 円が還付されます（ただし確定申告が必要です。）

これにより資金が集まりやすくなり、今まで以上に自治体間で連携した事業が進めやすくなります。また、会員自治体の中には認定 NPO 法人にはなれない小さな NPO や市民組織がたくさんありますが、今後これら団体と連携して実施し、環境政策研究所が小さな団体に代わって寄付の窓口となれば、寄付した方が税額控除を受けられるようになります。つまり地域で活動する中小の市民組織の活動も支援することができるようになります。

しかし認定 NPO 法人になるためには、まず、過去 2 年間で 200 人からの寄付を集めなければなりません。現在の寄付者は 110 名程度であり、全国大会の参加者は毎年 200~400 人ですが、参加者の大部分の皆様が寄付をしてくだされれば、認定 NPO 法人を取得することができ、それ以降の寄付者の皆様に税額控除証明書が発行できるようになります。もちろん来年の全国大会にきていただく皆様も寄付額に応じて税金が戻ってくるようになります。

以上趣旨をご理解の上、参加費等の支払いにご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

道外からの一般参加者様の支払い金額 20,000 円の内訳※

内訳：大会運営費（資料代含む）、移動費、交流会費、分科会昼食代、
NPO 法人環境自治体会議環境政策研究所への寄附金（一口 3, 0 0 0 円）

※部分参加の場合も事務が煩雑になるため、全額をいただいております。

※寄付部分は任意ですので、お支払いいただかなくても大会への参加は可能です。会員自治体の皆様からの寄付についてはすでに年会費制度を導入しておりますので除外しております。